

令和 5 (2023) 年度諮問 (情) 第13号
令和 5 (2023) 年度諮問 (情) 第14号
答申 (情) 第128号

「家畜伝染病予防法に基づく報告書に係る公文書部分開示決定ほか 1
件に関する審査請求」についての答申

第 1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件各処分を取り消し、別表 1 については「添付書類 3」の「農場敷地住所詳細」における「固定資産税課税標準額、固定資産税相当額・都市計画税相当額、負担税額、土地代及び合計額」の部分を除き、また、別表 2 については全てを、それぞれ開示すべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり 2 件の公文書開示請求を行った。

- (1) 令和 5 (2023) 年 5 月 8 日付けで、「家畜伝染病予防法（昭和26年法律第116号）第12条の 4 で定める〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）の〇〇〇〇（以下「本件ファーム」という。）による直近の報告書類一式」を求める公文書開示請求（以下「開示請求 1」という。）を行った。
- (2) 令和 5 (2023) 年10月11日付けで、「本件ファームにおける飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法第12条の 3 の規定により農林水産大臣が定める家畜の所有者が遵守すべき基準をいう。以下同じ。）の項 5（大規模所有者が講ずる処置）の(3)大規模所有者のうち、特に家畜の羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者が策定する「監視伝染病の発生に備えた対応計画」の最新版一式」を求める公文書開示請求（以下「開示請求 2」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、開示請求 1 及び開示請求 2 に対して、それぞれ次の処分を行った。

- (1) 実施機関は、開示請求 1 に係る対象の公文書として、「家畜伝染病予防法第 12 条の 4（定期報告）」を特定し、当該公文書に記載されている情報のうち、個人の氏名、メールアドレス、携帯電話番号等が条例第 7 条第 2 号に、畜舎の飼養密度、埋却地に関する情報、本件農場の全体図面、飼養衛生管理マニュアル等が条例第 7 条第 3 号に、家畜の種類及び羽数、飼養衛生管理基準の遵守状況等が条例第 7 条第 5 号にそれぞれ該当すると判断して、令和 5 (2023) 年 5 月 18 日付けで条例第 11 条第 1 項の規定により公文書部分開示決定を行った（以下「処分 1」という。）。
- (2) 実施機関は、開示請求 2 に係る対象の公文書として、「飼養衛生管理基準（鶏その他家きん）5 大規模所有者が講ずる措置(3)監視伝染病の発生に備え

た対応計画（家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する項目を含む。）」を特定し、当該公文書に記載されている情報のうち、本件ファームの鶏舎構造、埋却地の状況、資材及び人員の本件ファーム内における配置図、作業動線等が条例第7条第3号に、飼養羽数及び埋却地に関する住民説明状況が条例第7条第5号にそれぞれ該当すると判断して、令和5（2023）年10月25日付けで条例第11条第1項の規定により公文書部分開示決定を行った（以下「処分2」という。）。

3 審査請求

審査請求人は、処分1及び処分2（以下「本件各処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、処分1に係る審査請求については令和5（2023）年12月19日付けで、処分2に係る審査請求については令和6（2024）年3月14日付けで、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）にそれぞれ諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

処分1については、実施機関が非開示とした部分のうち別表1に記載の非開示部分を、処分2については、実施機関が非開示とした別表2に記載の非開示部分をそれぞれ取消し、その開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 処分1

非開示とされた情報は、農林水産大臣公表の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「指針」という。）第2章第1節第2－2の2(3)の「周辺住民の理解の醸成に向けた取組」に関する情報で、条例第7条第3号の「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」に該当し、非開示の理由には該当しない。

(2) 処分2

条例第7条第3号アにより非開示とされた情報は、指針及びその留意事項2では「周辺住民の理解の醸成に向けた取組」で住民への説明を指導しているが、十分な説明が実施されてこなかった。本来指針に沿って説明されていればこれらの非開示情報は知らされていたもので、これを隠ぺいするような非開示の処分は「人の生命、健康、生活又は財産」を脅かすものであり、条

例第7条第3号ただし書に該当する。

条例第7条第5号の趣旨は、「公開されることにより県民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正又は適切な実施が阻害され、ひいては県民全体の利益が損なわれるおそれのあるものがあるため」というものであるが、当該情報は「飼養羽数」と「住民説明状況」で、非開示とすることのほうが県民より法人に偏った保護となり、行政の公正又は適切な実施が阻害され、県民全体の利益が損なわれることになる。公開することが同号アの「正確な事実の把握を困難にする」、「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする」に繋がるとは言えない。逆に、非開示とすることのほうが法人の情報隠ぺいとなり条例の危惧するところとなり、むしろ行政が「行政の公正又は適切な実施が阻害され、ひいては県民全体の利益が損なわれる」を実施しようとしている。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書や意見聴取での主張内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 処分1

- (1) 家畜の飼養密度、埋却地の確保状況、本件ファームの敷地住所詳細及び広域図を公開することにより、本件法人の資産が明らかになることで、本件法人の権利利益を害するおそれがある。
- (2) 飼養衛生管理マニュアルを公開することにより、企業独自の飼養衛生管理方法等の技術情報が明らかになることで、本件法人の競争上の地位を害するおそれがある。
- (3) 本件ファームにおける埋却予定地について、家畜保健衛生所が地元建設業協会の立会いのもと、現地確認を行い、適地性は確保されていること、また、市が発行するハザードマップで、本件ファームの所在地は洪水浸水想定区域外にあること、埋却予定地の安全性等を確認していることから、条例第7条第3号ただし書には該当しない。

2 処分2

- (1) 埋却地の情報、本件ファームの周辺地図情報を公開することで、本件法人の資産が明らかになるため、本件法人の権利利益を害するおそれがある。
- (2) 鶏舎構造及びその見取図、本件ファーム内の資材・人員の配置図、作業動線、埋却地の資材配置図等を公開することにより、企業独自の飼養衛生管理方法等の技術情報が明らかになることで、本件法人の競争上の地位を害するおそれがある。
- (3) 飼養羽数及び埋却地に関する住民説明状況を公開することにより、飼養衛

生管理基準の遵守指導等に当たり、正確な事実の把握や適切な指導に支障を及ぼすおそれがある。

- (4) 鶏舎構造や本件ファーム内の資材・人員の配置図等については、防疫措置を安全かつ迅速に実施するために実施機関が確認している項目であり、周辺へのウイルスの散逸防止に十分な配慮がなされ、安全性は確保されていると判断されるため、条例第7条第3号ただし書には該当しない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件各処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件各処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件各処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 審議について

本件各審査請求は、審査請求人が同一であるため、審査会は、これらをまとめて審議することとした。

3 本件各処分の妥当性について

審査会は、本件各審査請求について、インカメラ審理並びに実施機関及び審査請求人からの意見聴取を行った結果、本件各処分の妥当性について以下のとおり判断する。

(1) 処分1

① 別表1の「添付書類1」について

ア 家畜の飼養密度について

当該非開示部分には、飼養密度のほか、採卵鶏舎の広さやその羽数が記載されているが、仮に飼養密度や飼養羽数が判明したとしても、鶏1羽当たりの産卵数や卵1個当たりの価格が不明であれば本件ファームにおける卵の販売額を推測することはできない。また、仮に販売額を推測できたとしても、販売に要する経費等の情報は明らかではないので、そこから本件ファームの収益額を推計することは困難である。

したがって、これらの情報を開示することで本件法人の資産が明らかになるとはいえず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号に該当しない。

イ 埋却地の確保状況について

当該非開示部分には、埋却地の住所、面積、現状・用途、近隣住民等への説明・承諾の有無が記載されている。飼養衛生管理基準のⅠの8において、家きんの所有者は家きんの死体の埋却の用に供する土地を確保すること、また、農林水産省が定める「飼養衛生管理基準遵守の手引き」の「8 埋却等に備えた措置」において、県は、指針に基づき家きんの所有者に対する周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う必要があることと規定されている。このことを踏まえると、これらの情報は本件法人の内部に留め置く必要があるものとは認められない。

したがって、これらの情報を開示することで本件法人の資産が明らかになるとはいえず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号に該当しない。

② 別表1の「添付文書2」について

当該非開示部分には、本件ファームの鶏舎や集卵場の配置が分かる構内図が記載されているが、当該法人が運営するホームページには、本件ファームの鶏舎の配置及び数等が分かる写真が公開されている。

したがって、これらの情報を開示することで本件法人独自の飼養衛生管理方法等の技術情報が明らかになるとはいえず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号に該当しない。

③ 別表1の「添付書類3」について

ア 農場全体図について

当該非開示部分には、本件ファームの敷地や鶏舎その他の建物の全体が分かるものであるが、上記②のとおり、当該法人が運営するホームページには、本件ファームの鶏舎の配置及び数等が分かる写真が公開されている。

したがって、これらの情報を開示することで本件法人独自の飼養衛生管理方法等の技術情報が明らかになるとはいえず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号に該当しない。

イ 農場敷地住所詳細について

当該非開示部分には、本件ファームの土地の「所在、地番、地目、面積、固定資産税課税標準額、固定資産税相当額・都市計画税相当額、負担税額、土地代及び合計額」が記載されている。これらのうち、「所在、地番、地目、面積」については土地の登記簿により何人でも確認することが可能であり、これらの情報を開示することで本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号に該当しない。

一方で、上記の「固定資産税課税標準額、固定資産税相当額・都市計画税相当額、負担税額、土地代及び合計額」については一般に公表されているものではなく、所有者以外には知り得ない情報であることから、これらの情報を開示することで本件法人の資産が明らかになり、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められ、条例第7条第3号に該当する。したがって、これらの記載については非開示とすべきである。

ウ 農業広域図について

当該非開示部分は公図であり、法務局で確認することが可能であることを考慮すると、これらの情報を開示することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号に該当しない。

④ 別紙1の「飼養衛生管理マニュアル」について

当該非開示部分には、飼養衛生管理マニュアルの「原案作成・編集協力の事業者名及びその代表者である獣医師の氏名」、当該マニュアルの「項目以外の詳細な内容及びこれに関連する写真」、また、当該マニュアルの別紙1及び2として本件ファームで使用する消毒薬の種類と使用濃度についての「項目以外の詳細な内容」が記載されている。

飼養衛生管理基準のⅠの3では、家きん所有者の責務として、飼養衛生管理マニュアルを「作成すること」、当該マニュアルの作成に当たっては「獣

医師等の専門家の意見を反映させること」、「従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること」、「家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること」を規定している。このことを踏まえると、これらの情報は本件法人の内部に留め置くものではなく、広く関係者に公開すべきものであるといえる。

したがって、これらの情報を開示することで本件法人独自の飼養衛生管理方法等の技術情報が明らかになるとはいえず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号に該当しない。

(2) 処分2

処分2の対象公文書は、上記第2の2(2)のとおり、飼養衛生管理基準のⅠの5の規定により「大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者」が策定する「監視伝染病の発生に備えた対応計画」（以下「対応計画」という。）である。

農林水産省が定める飼養衛生管理基準や指針をよると、飼養衛生管理マニュアルは、家きんの伝染性疾病の「発生の予防及びまん延防止」の具体的方法を、また、対応計画は、監視伝染病の「発生した場合の対応」の具体的方法を規定するものと位置づけられていることが認められる。これらのことを踏まえると、上記(1)の④における飼養衛生管理マニュアルの情報の取扱いと同様に、対応計画の情報についても、本件法人の内部に留め置くものではなく、広く関係者に公開すべきものであると解する。

したがって、別紙2のとおり、「農場概要」、「埋却地等概要」、「農場周辺地図情報」、「資材・人員の農場内配置図」、「農場内の作業動線」、「畜舎内導線」、「鶏舎構造の見取図」及び「埋却地の資材等配置図」のそれぞれの詳細な記載内容が非開示部分となっているが、これらの情報を開示することで本件法人の資産や独自の飼養衛生管理方法等の技術情報が明らかになるとはいえず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号に該当せず、また、これらの情報を開示することで実施機関における飼養衛生管理基準の遵守指導等に当たり正確な事実の把握や適切な指導に支障を及ぼすおそれは認められないことから、条例第7条第5号にも該当しない。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別表 1) 開示請求 1 について、実施機関が非開示とし、審査請求人が、開示を求めた部分

対象公文書	非開示部分		非開示条項
家畜伝染病予防法第12条の4 (定期報告)	添付書類 1	家畜の飼養密度	条例第 7 条 3 号
		埋却地の確保状況	
	添付書類 2	構内図	
	添付書類 3	農場全体図	
		農場敷地住所詳細	
		農場広域図	
	飼養衛生管理マニュアル	本体 (原案作成・編集協力、獣医師名、会社名)	
		本体 (項目以外の詳細部分、写真)	
		別紙 1 (消毒薬剤)	
		別紙 2 (消毒薬剤)	

(別表 2) 開示請求 2 について、実施機関が非開示とし、審査請求人が、開示を求めた部分

対象公文書	非開示部分		非開示条項
飼養衛生管理基準 (鶏その他家きん) 5 大規模所有者が講じる措置 (対応計画)	農場概要	飼養羽数	第 7 条第 5 号
		鶏舎構造	第 7 条第 3 号
	埋却地等概要	埋却地等の情報	
		住民説明状況	第 7 条第 5 号
	農場周辺地図情報	地図	第 7 条第 3 号
	資材・人員の農場内配置図	配置図	
	農場内の作業動線	配置図等	
	畜舎内導線	配置図等	
	鶏舎構造の見取図	見取り図等	
	埋却地の資材等配置図	配置図等	

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 (2023) 年12月19日	・ 諮問庁から開示請求 1 に係る審査請求に関する諮問書を受理
令和 6 (2024) 年 3 月14日	・ 諮問庁から開示請求 2 に係る審査請求に関する諮問書を受理
令和 6 (2024) 年11月13日 (第66回審査会第 3 部会)	・ 事務局から概要について説明 ・ 第 1 回審議
令和 6 (2024) 年12月11日 (第67回審査会第 3 部会)	・ 第 2 回審議 ・ インカメラ審理
令和 7 (2025) 年 1 月15日 (第68回審査会第 3 部会)	・ 第 3 回審議 ・ 実施機関から意見聴取
令和 7 (2025) 年 2 月14日 (第69回審査会第 3 部会)	・ 第 4 回審議 ・ 審査請求人から意見聴取
令和 7 (2025) 年 3 月 5 日 (第70回審査会第 3 部会)	・ 第 5 回審議
令和 7 (2025) 年 4 月 9 日 (第71回審査会第 3 部会)	・ 第 6 回審議

栃木県行政不服審査会第 3 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
善 林 景 子	元栃木県県民生活部参事兼とちぎ男女共同参画センター所長	第 3 部会部会長 職務代理者
中 村 祐 司	国立大学法人宇都宮大学 地域デザイン科学部教授	第 3 部会部会長
藤 田 明 子	弁護士	
町 田 明 久	株式会社下野新聞社 常務取締役主筆	

(五十音順)